

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公表番号】特表2018-528948(P2018-528948A)

【公表日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2018-510724(P2018-510724)

【国際特許分類】

C 07 D 209/48 (2006.01)

A 61 P 19/02 (2006.01)

A 61 P 17/06 (2006.01)

A 61 K 31/4035 (2006.01)

【F I】

C 07 D 209/48 C S P

A 61 P 19/02

A 61 P 17/06

A 61 K 31/4035

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月19日(2019.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アブレミラストを調製するための方法であって、前記方法が、以下：

a) トルエン及び酢酸中の(S)-1-(3-エトキシ-4-メトキシフェニル)-2-(メチルス

ルホニル)エタンアミン及び3-アセトアミドフタル酸無水物を、昇温状態で接触させ、混合物を形成する段階；及び

b) 段階a)の前記混合物からアブレミラストを単離する段階、
を含む方法。

【請求項2】

前記昇温状態が、80～100である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記昇温状態が、約90である、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記アブレミラストが、アブレミラストヘミトルエン溶媒和物として単離される、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記単離段階が、段階a)の前記混合物を濾過する段階を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記トルエン及び酢酸が、15/1～5/1(v/v)の比である、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記トルエン及び酢酸が、約7.5/1(v/v)の比である、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記アプレミラストが、>99.5%の純度及び>99.5%eで、>90%の収率で単離される、請求項1に記載の方法。